



ひら
啓心

横山啓一 市議会だより

2020年1月号

〒070-0824 旭川市錦町15丁目2979-6

TEL/FAX (0166) 55-5584

E-mail: yokoyama@k-yokoyama.net

寒中お見舞い申し上げます

新しい年を迎え、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年中は格別のご支援、ご厚情を賜り誠にありがとうございました。

さて、2019年は国内で様々な問題が表面化、深刻化した1年でした。弱者に目を向けることもなく私物化される政治運営の中、日米安保と米軍基地問題、高齢化社会での医療・介護・年金や子育て支援の問題、原発事故処理と再稼働問題などの解決が停滞し、日本は先進国の中で大きくその地位を下げています。とくに教育に関しては、生徒不在の大学入試改革論議、「学力向上策」を強要される学校現場の

実態を無視した「学校働き方改革」議論に見られるように、現実問題に目をつむり、課題の根本解決を先送りする愚策を続けています。

そのような中でも結果や解決を急ぐことなく、一人から、また地方からもその声をあげ続け、希望にあふれる社会を子どもたちに手渡すために、これからも全力を尽くしていく決意しております。

今後とも末永くご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



第4回定例会で、各会計補正予算など37議案可決

12月6日から15日間の会期で第4回定例会が開催され、8会計の補正予算、市職員等の給与改正にともなう条例案、手数料・使用料の消費税転嫁に関わる条例改正案などが提案、審議されました。11日から3日間は15人の議員による一般質問、16日には3人の議員による大綱質疑が行われました。

閉会日の20日には、特別委員会付託の議案採決の他、選挙管理委員・補充員の選挙承認、6本の意見書採択などが行われました。「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加の再検討を求める意見書」については、民主・市民連合、日本共産党とともに提出者となり、賛成多数で採択に至りました。

補正予算等審査特別委員会

2019年度一般会計及び各事業会計補正予算と市職員等の給与改正条例案など計36件の議案が補正予算等審査特別委員会に付託され、3日間の審議の後、12月20日の本会議で原案通り可決されました。今回は特別委員ではありませんでしたので、2日間傍聴した委員会審議内容の一部を紹介します。

新庁舎整備推進費▶2019年度から5年間の事業(本体工事のみ)で計131.7億円を継続費として支出。2023(R5)年11月の供用開始予定。その後3年間で現庁舎・第3庁舎解体、駐車場整備。冬期間の工事中止により工期延長でも経費負担は減額。電子データ化による保管文書量5割削減、バリアフリー化などを進める。(継続費:地方公共団体の経費による事業で履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費)

手数料・使用料の消費税転嫁▶2014年(H26)4月の消費税8%改定時に景気低迷、原油価格高騰など市民生活の負担増を考慮して使用料・手数料への転嫁を見送り。今回の10%税率改定にあわせ、8%(現行から3%増)分を転嫁。歳入・歳出の税額一致の原則、受益者負担との整合性など疑義残る。

旭川第2小・第2中の統廃合▶新入生の状況などを踏まえて保護者・地域住民との協議を重ね、合意に至る。最長7km以上になる通学支援については期限なしで準備の予定。統廃合が進まず、適正配置計画の見直し検討中に、コミュニティ・スクールの一斉導入は時期尚早との指摘に、市教委は学校運営協議会の機能を生かし、急ぐことなく進めたいと答弁。

市立病院事業の債務負担行為▶2020年度の夜間看護補助業務、ドクターズクラーク(医師事務作業補助)業務の委託料としてそれぞれ2,380万円、2,453万円を限度額として定める。前者は看護師の業務負担軽減と診療報酬の加算あり。後者はカルテの電子化による業務量増への対応。いずれも厳しい医療現場の改善をめざす。

認知症サポーター養成講座に参加を!

第3回定例会の一般質問で取り上げた一般市民向けの養成講座の開催が実現しました。若年性認知症も含め、認知症の当事者や家族を多くの皆さんに支えてもらえるよう、サポーターの拡大につながればと思います。平日の午後開催というのが残念ですが、さらに夜間や休日の開催も求めています。

日時 1月30日(木) 14:00~15:30
会場 ときわ市民ホール 4階多目的ホール
申込先 旭川市社会福祉協議会に電話・FAXで
(電話 60-1710/FAX 60-1780)

★詳細は市広報「あさひぼし」1月号に掲載されます。

経済文教常任委員会行政視察

11月5日～8日、経済文教常任委員会で神奈川県藤沢市、愛知県名古屋市、兵庫県芦屋市を視察してきました。

誌面の都合上、名古屋市の「子ども応援委員会」の取組、芦屋市の「インクルーシブ教育」の推進について紹介します。（視察報告書から抜粋、再編）

名古屋市「子ども応援委員会」の取組

◆「子ども応援委員会」設置の背景と事業内容

2013年におきた中学生の自死事件を発端に、市長のリーダーシップのもと、教職員以外の支援職導入が予算化。アメリカのスクールカウンセラー（以下、SC）の研究者である高原晋一氏をスタッフとして招致し、活動がスタート。

11ブロックの拠点中学校に4職種のスタッフ（SC、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー、スクールポリス）を置き、その他の全中学校にはSC（拠点校を含め99人）を常駐させている。

◆人材確保と養成

とくにSCは臨床心理士資格の管理職待遇として雇用するなど、年間約17億円（うち約3億円が国庫補助金）の予算をかけて人材を確保。前出の高原氏によれば、心理士とカウンセラーは本来違う仕事で、SCは学校現場の支援員としての働きが求められるという。名古屋市立大学と連携してSCの養成と採用も行っている。

◆子どもの問題解決のための連携

子どもたちを指導・評価しないSCが職員室に席を置き、日常的、積極的に子どもたちと関わることで、教育職員との連携も深化し、教員と子どもが指導・被指導の枠を超えて関わり合う基礎をつくることにもつながっている。

高原氏は**市教委と子ども青少年局**の役職を兼務。子どもたちの問題は教育行政の範囲を超え、保護者を含めた福祉や就労支援などとの連携によって解決する体制もつくられている。

学校現場では長らく、子どもたちの問題解決は教育職員によってなされるべきとされてきたが、学校現場の「働き方改革」が叫ばれている中で、支援職の導入・拡充は、教員の負担軽減の観点からも促進されるべきである。国の財政措置が不十分な中で、SCの全校配置は旭川市においては簡単なことではないが、現状のSCの配置（中学校27校に対し16人）については大きく見直すべきである。



芦屋市「インクルーシブ教育」の推進

◆特別支援教育の状況

見学した芦屋市立岩園小学校は全校児童805名中、支援学級在籍児童がわずか5名。背景にあるのは40年前以上から続く「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という教育関係者の強い思い。支援学級在籍の子どもたちも学校生活のほとんどは通常学級で過ごす。ハンディを持つ子どもが当たり前と一緒にいるという考え方が、子どもたちや教職員に共有されている。

◆人的な措置と教職員の理解

支援が必要な子どもには、通常学級での学習に支援学級担任がつき、必要に応じてT.T指導なども行う他、介助員や支援員、県が措置する支援教員など、児童数に対して手厚い人

的措置が執られている。

校内人事は、通常学級と支援学級を行き来し、それぞれの立場でその子どもに最善の指導がどうあるべきかを教員自身が学ぶ。岩園小学校の校長や市教委指導主事などもそうした経験を経てきた教職員として後継の指導にあっている。

◆就学指定通知について

芦屋市では、10月にすべての就学予定の子ども、保護者に校区内の小学校への指定通知が届く。それ以前から支援学校・学級を希望する保護者へは相談等の対応を行っているが、最終的な就学先の判断は11月の就学時健康診断後、教育支援委員会の判断と保護者の同意によって行われる。旭川市では、就学時健康診断の後、就学支援懇談会での協議のうえ、就学先が決定され保護者に通知される。手続きや結果に差はないように見えるが、芦屋市では、すべての子どもを市内の小学校で受け入れようというところからスタートしている。

子どもたちは、学校教育を終えた後もその地域で生きていく。地域から離れた学校で長い期間を過ごしたり、同じ校舎の中なのに別な場所で教育を受けたりというのは、インクルーシブ教育の姿ではない。旭川市内でも、ハンディを持ちながら通常学級で学ぶことを望み、実現している子どもたちや保護者、それを支える市民団体などが、インクルーシブ教育の拡充に期待をしている。

現在の教育行政や学校現場は、ハンディや困難を抱えた子どもを遠ざける形で支援教育を進めてきてはいないだろうか。支援学級在籍でも通常学級で一日を過ごす、ハンディがあっても通常学級在籍で学校生活を送る、必要があれば支援員などが措置される取組が望ましい。「分けることは差別である」という原則を、現在の支援教育の中でも実現していくべきである。



学校の働き方改革は進んでいるのか

●「働き方改革推進プラン」が実働化から9か月

市教委の調査によると、週60時間を超える勤務をした教諭の割合は、2019年4月と9月を比較して、小学校が4.2%から2.2%に、中学校が20.7%から9.4%にそれぞれ減少したということです。しかし、4月と9月の業務量を考えると単純比較はできず、通常の週38時間45分を超え60時間未満の超勤はカウントされていません。教職員の出退勤が正確に計測されているのか、持ち帰り業務はどうなっているのか、数字だけでは判断できない実態もあります。

●変形労働時間制を導入する改正給与特別措置法が可決

繁忙期の勤務時間を増やし、その分は長期休業中に休日をまとめどることで調整可能としていますが、問題は山積みです。①月45時間を大きく上回る超過勤務、介護や子育て中の教職員の実態を放置、②直近にとれない回復措置が過労死や健康被害を拡大させる懸念、③長期休業中の部活動指導などの勤務実態を無視など。とくに、現場の声を無視し続けた政府・与党の姿勢に怒りを覚えます。

●解決のためには教育環境、条件の改善しかない

部活動を含め、教職員の本来業務が明確になっていない中、勤務時間のほとんどが子どもとともに過ごす時間に費やされ、授業準備や分掌業務、事務作業の時間は確保されていません。先進国中、最悪の学級標準定数やふくれあがった授業時間、現場の理解がない中で強要される新しい教育内容、それを「みんなで同じことを、同じペースで」行う学校のシステムこそが、見直されなければならないと思います。